

船井電機株式会社の民事再生手続開始申立てについて

弁護士

中込秀樹



船井電機株式会社の民事再生手続開始申立てにつき、その適否について意見を述べる。

意見を述べる者は、第一東京弁護士会所属の弁護士であり、主として民事行政訴訟に裁判官として多年携わり、その後弁護士として民事再生事件等を担当し、それなりの知見を有する者である。

1 本件民事再生手続開始申立てに係る事実関係の特異性

本件民事再生手続開始申立てに係る事実関係には、一般のこの種事件には見られない特異性がある。

その第一は、先に同一会社について、自己破産の申立てが会社ではなく一取締役からされ、それが裁判所において即日認められて破産が宣告され、破産管財人が選任されたという点である。

船井電機株式会社は、資本金313億円余、連結子会社を含めた従業員は2160名、単体では532名であり、資産総額は簿価で約643億1000万円、負債額は簿価で474億4300万円、金融債権者1名債権額33億円、一般債権者約500名債権額合計約433億円余（最もほとんどが連結子会社間のもので、外部債権者の債権は100億円を切る由である。）、連結子会社31社で、国内外で活発に事業を展開している会社である。そのような会社が支払不能又は債務超過の状態にあるかどうかは、厩大な財務諸表の調査をはじめ、会社内外の関係者の聴取等相当の審査を経なければ決することができないことは言うまでもないことである。申し立てた日に直ちにその要件のあることが認められるなどということとはありえない。

これを要するに破産手続申立人は、申し立てた日より少なくとも数週間前に密かに裁判所に申し立てることを知らせ、内密に裁判所と多数回にわたる打ち合わせを経ているということである。破産申立手続は公開を義務付けられてはいない。しかし、破産法は、破産申立書を裁判所に提出するところから手続が開始し、破産決定またはその却下決定が出るまでの間、申立書の審査、他の手続の中止命令、包括的禁止命令、保全処分等を経ることを規定していて、破産申立書が提出される前に秘密に申立ての適否を審理判断することを許容するものではない。それは、当然のことであって、手続に乗らない手続を手続法が許容するはずがないからである。

裁判所も、通常は申立書が提出されなければ手続を開始しない。しかし、本件においては、前記のとおり、裁判所は、予め申立人代理人弁護士と秘密裏に協議して破産決定をしたのである。

通常の弁護士が裁判所にそのような特別扱いを頼んでも裁判所は応じない。この破産手続の申立人代理人は奥野総合法律事務所で、破産部に多数の事件をもたらしたお得意さ

んであり、管財人も出している事務所である。いわば破産部と昵懇の間柄であり、そうであるからこそこのような異例な手続きを裁判所はあえてとったのである。破産手続開始申立て、特に盛業中の会社に対する破産手続開始申立ては、関係者において利害が先鋭に対立するため、裁判所は、申立人側、会社側、債権者側等いずれにも偏らない公平かつ公正に手続を進行させることが不可欠なはずである。最初から一方当事者と秘密裏に協議し、他方当事者に対応をとる暇を与えないような手続きをとる裁判所は、それ自体で本件を審理する資格を有しないというべきである。なお、この協議には破産管財人候補者も加わったとみられる。この弁護士も破産部と昵懇の間柄であるからである。

特異点の第二は、裁判所は、そうする時間的余裕は十分あったのに、なぜ会社の取締役会に諮らない、一人の取締役の申立てを認めたのかという点である。申立人が主張するように、この申立てが個人的利益の追求のためではなく、会社の利益のために行ったものであるとするならば、取締役会において破産申立てが必要な理由を説明し、その同意を得て、会社として申立てをすべきであるし、そうすることに何の支障もない。裁判所は、申立人にそのような釈明をしなかったのであろうか。それは何故であろうか。考えられる唯一の理由は、他の取締役が会社財産を棄損しようとしている、あるいは会社をつぶそうとしているなどの兆候が見られるということであろう。しかし、確かに前経営陣の判断の誤りにより相当程度の損失を被る出資などが行われたようであるが、故意による会社財産の棄損ではなく、経営判断上の過失に基づくものであって、十分挽回が可能な状態にあったとみられるのであるから、破産という究極の手段をとらなければならない必然性はない。一人の取締役による破産申し立てという汚い手段を使うことを、裁判所が是認するような必要性を見出すことは、本件では困難である。

特異点の第三は、大会社の一取締役の申立てとその提出した疎明資料だけで破産手続開始要件の存在をよく認めたということである、例として申立人の資格のことがある。当会社が取締役であるかどうかは通常は、商業登記簿に記載してあることを確認すれば足りよう、しかし、登記簿の記載は一定期間過去の事実である。申立人は現に取締役でなければならないから、登記簿の記載では足りず、会社に現に取締役であるかどうかを確認する必要がある。会社側が、申立人は申立の時点で既に取締役を解任されていたと主張しているところをみると、裁判所はその確認もしないで資格を認めたと推測される。

また、債務超過の要件の認定である。これも現に債務超過であるかどうかの事実の認定であるから、現に動いている帳簿類の記載や、事業の動向を抑える必要がある。申立人が提出してくる証拠は、申立に沿うものだけを選んでくるのであるから、より客観的な立場の者が提出するものなど、偏りのない証拠を見出して、認定の基礎にしなければならない。そのためには、会社で現に事業を行っている者の聴取等が欠かせない。秘密の打ち合わせではそのようなことができるはずはない。そのような疎明証拠もなく、一方的に要件を認定するのは危険であり、取りあえず破産開始決定をしておこうで済む話ではない。

現に船井電機は、連結子会社が31社あり、連結決算では約200億の資産超過となっ

ているという。連結決算をする会社が、その全体では黒字であるのに、一部債務超過状態になった単体だけ破産するなどという話を聞いたことはない。本件においても、単体が、ある時点の財務状況では赤字であっても、連結子会社の努力・協力や後援者の貢献、時間の経過など様々な要因により、会社は動いていけることが大いにあるし、そのような場合の多いことを銘記すべきである。

2 本件民事再生手続きの適否

前項でみたように、船井電機の破産手続開始決定には問題があり、取り消されるべきものと思料されるが、過渡的に破産手続きが開始されているため、会社としては民事再生手続きを取らざるを得ないこととなっている。ここで民事再生手続きの適否について詳細を論じることはしないが、もともと破産手続きも回避しえたはずの会社であるから、民事再生手続きは認められるべきものと思料する。